

## 船橋市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第 4 項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

平成 24 年 11 月 30 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 船橋市監査委員 | 高 | 地 | 章 | 記 |
| 同       | 増 | 田 | 尚 | 功 |
| 同       | 斎 | 藤 |   | 忠 |
| 同       | 中 | 村 | 静 | 雄 |

### 第 1 請求人

住所・氏名 省略

### 第 2 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり。ただし、明らかに誤記と認められる部分については修正してある。）

船橋市議会政務調査費は地方自治法第 100 条第 14 項及び 15 項の規定に基づき「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」が定められ、同条例第 6 条に基づく「船橋市議会政務調査費の交付に関する規程」第 5 条により使途基準が定められているが、A 議員の平成 22 年度政務調査費収支報告書及び同報告書に添付された領収書等を見ると、条例・使途基準に違反・逸脱した目的外の支出がある。

#### 1) 広報広聴費について

A 議員は、実兄である B 首相の政策秘書が取締役を務める有限会社 C に平成 22 年 7 月 25 日に 30 万円、同年 12 月 20 日に 20 万円を政策宣伝資料作成費として支払っている。

これは、船橋市議会政務調査費の交付に関する規程（以下、「規定」という。）第 5 条の使途基準別表 3 資料作成費に相当するとして支払われたものであるが、平成 24 年 7 月 24 日付けで返還されている。（証 1 の 1 及び 2）

返還の理由として、「条例や規程に反していないが、報告書などを保管しておらず報道内容を否定できない。返したほうが良いと判断した」と述べている。（証 2）

平成 23 年 2 月 28 日に、政策宣伝用器材代として D 株式会社に 59,430 円が広報広聴費として支払われている。(証 3)

D 株式会社に支払われた 59,430 円は、上記の返還された政策宣伝資料作成費についての器材代と思料するので、目的外の支出である。

## 2) 事務費について

A 議員は、平成 22 年 11 月 3 日に P 社製デジタルカメラと SDHC メモリーを 11,778 円で購入、按分せず全額事務費として政務調査費から支払っている。(証 4 の 1 及び 2)

翌 23 年 7 月 25 日に、カメラバッテリー代金 4720 円を全額事務費として政務調査費から支払っているが(証 5)、4 日後の 29 日に、N 社製デジタルカメラ及び付属品を 86,530 円で購入し、2 台目となるデジタルカメラ及び付属品を全額事務費として政務調査費から支払っている。(証 6 の 1 及び 2)

同年 8 月 18 日には、カメラアクセサリ代として 5,560 円(証 7)、平成 24 年 2 月 13 日に P 社製デジタルビデオカメラ及び付属品を 206,330 円で購入し、ムービーカメラ一式代として事務費として全額政務調査費から支払っている。(証 8 の 1 及び 2)

市民の税金で賄われている政務調査費については、常識的な範囲での使われ方に留めるのは当然である。

そして、カメラ・パソコン等の公私の区分が困難な備品に関しては按分すべきである。

A 議員のカメラ購入に関して、按分せず全額政務調査費として支出されるべきではないのは当然であるが、善意に解釈しても、平成 22 年 11 月に購入したカメラが市政に関する調査研究活動専用としてのカメラであり、全額事務費として政務調査費で支払われているであろうと思料する。

しかし、上記のカメラを所有していることから 2 台目、3 台目のカメラを購入する必要性はなく、これらの購入費用を政務調査費で支出することは認められない。

市政に関する調査研究活動にカメラが 2 台、3 台必要ないのは明白であり、また、2 台目である N 社製デジタルカメラは一眼レフの高級品であり、調査研究活動では必要性が見いだせない。

また、3 台目となる P 社製デジタルビデオカメラも高級品であり、同様に市政に関する調査研究活動では必要性が見いだせない。

よって 2 台目、3 台目のカメラ及び付属品の合計 292,860 円が目的外の支出である。

については、監査委員は船橋市長に対し、A議員の目的外支出合計 352,290 円を、「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」第 8 条により船橋市への返還を請求するように勧告されたい。

### 第 3 請求の受理

平成 24 年 11 月 1 日付けで提出のあった本件措置請求については、法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 24 年 11 月 1 日に受理した。なお、本件措置請求は、船橋市議会議員の政務調査費の支出には違法又は不当なものがあり、これに対し市長がこの違法又は不当な支出に対する返還請求を怠っていることについての措置請求であると解され、法第 242 条第 2 項に定める期間制限の規定は適用されない。

### 第 4 受理後の事実の確認

平成 24 年 11 月 1 日付けで本件措置請求を受理し、請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 13 日付けで平成 24 年 11 月 29 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨の通知をした。

また、関係職員（議会事務局庶務課）に対し、平成 24 年 11 月 13 日付けで平成 24 年 11 月 29 日に陳述の聴取を行う旨の通知をするとともに、監査に必要な収支報告書等の資料の提出を求めた。

しかしながら、平成 24 年 11 月 21 日付けで議会事務局庶務課から資料の提出があり、この資料から A 議員が平成 24 年 11 月 15 日付けで収支報告書を訂正し、平成 24 年 11 月 19 日に、請求人が返還請求を求める政務調査費 352,290 円を含む 470,255 円を市に返還した事実を確認した。

### 第 5 監査の結果

受理後、政務調査費返還という事実の確認により、実質審査を行わず、陳述の中止を決定した。

A 議員の今回の政務調査費返還により、請求人が返還請求を求める政務調査費の交付の事実そのものが消滅したこととなり、請求人の求める措置の対象である「船橋市長は、A 議員に交付した政務調査費 352,290 円の返還を請求すること。」も消滅したこととなる。したがって、本件請求

は請求の利益を欠くものとなった。

よって、本件請求はこれを却下する。